

文教常任委員会

1 開 議 平成29年9月12日(火) 午前10時00分

2 場 所 南別館2階会議室

3 付議事件及び順序

日程第1 議案第60号 大田原市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

日程第1 陳情第 1号 県立高等学校入学選抜で再募集実施を求める意見書採択・提出にかかわる陳情

文教常任委員会名簿

委員長	小池利雄	出席
副委員長	弓座秀之	出席
委員	星雅人	出席
	高野礼子	出席
	千保一夫	出席
	前田雄一郎	出席

当局	教育部長 益子正幸	出席
	生涯学習課長兼中央公民館長 渡邊小百合	出席

事務局	佐藤崇之	出席
-----	------	----

傍聴者	下野新聞	2名
-----	------	----

◎開 会

午前10時00分 開会

○委員長（小池利雄君） ただいまの出席委員は6名であり、定足数に達しております。

これより文教常任委員会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットに掲載のとおりであります。

当局の出席者は、益子教育部長、渡邊生涯学習課長であります。

◎議案第60号 大田原市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（小池利雄君） それでは、日程に従い議事に入ります。

日程第1、議案第60号 大田原市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

この件につきましては、さきの本会議において執行部の説明を受けておりますが、改めて当局の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（益子正幸君） 議案第60号 大田原市公民館条例の一部を改正する条例の制定につきましては、黒羽・川西地区公民館の施設であります黒羽公会堂を廃止するため、その一部を改正するものであります。

詳細につきましては、担当課であります渡邊生涯学習課長兼中央公民館長からご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○委員長（小池利雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊小百合君） それでは、タブレット63ページになりますが、議案第60号 大田原市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

本議案は、黒羽・川西地区公民館の施設であります黒羽公会堂を廃止するため、大田原市公民館条例の一部を改正するものであります。

黒羽公会堂は、昭和35年に建設されまして、昭和40年代、50年代のころには有名な歌手の方のコンサートなども開催され、各種文化祭の会場として使用されるなど、旧黒羽町の文化・芸術の拠点施設でもありました。平成7年にはピアートホールの建設がなされ、また平成17年の市町村合併後は、那須野が原ハーモニーホールの利用も促進されまして、現在では2団体の使用と地元下町二区自治会の敬老会及びエアロビックス愛好会が年に1度利用しているのが実情であります。

この施設は、老朽化が進みまして、将来の利用見込みを考慮いたしますと、耐震工事の実施もちゅうちょするところではありますが、今後の土地建物の有効利活用を図るため、行政財産として管理するよりも、普通財産として位置づけて、多角的な検討をするべきと判断いたしまして、本条例を改正するものであります。

それでは、66ページの新旧対照表でご説明申し上げます。別表第2は、使用料に関する規定でございますが、この表及び以降第2号から公会堂に関する規定を削るものであります。

64ページにお戻りいただきまして、附則で、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上で議案第60号の説明を終わります。

○委員長（小池利雄君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

千保委員。

○委員（千保一夫君） もうこれは取り壊しの日程案、或いは、取り壊した後の利活用、この土地の今後の利用と言ったのか、土地建物の利用と言ったのですか、土地の利用。廃止をして今後どういうふうな予定があるのか、建物をいつ壊すのか、ちょっと考えがあれば。

○委員長（小池利雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（渡邊小百合君） 建物につきましての利活用、今のところは、私どもの公民館条例のところでは、公民館の建物のみをうたっておりますので、公民館の建物だけの今回の条例の一部改正で、削るという形になります。ただ、今後の利活用といいますのは、普通財産にいたしましてから検討していただくことになりまして、まず建物を壊すことありきではないということでの説明を申し上げました。

○委員長（小池利雄君） 千保委員。

○委員（千保一夫君） 建物は古くて老朽化していて、そうであれば取り壊しはやむを得ないと思うのですが、まだ使えるもので年に若干使っているのと定期に使っている人たちがいるのか。例えばあれは今のままでもっと利活用進めると、奨励していくとか、そういう建物の生かし方もあるのではないのか。老朽化してきているのだっというのならともかく、先ほど耐震化とかにもちょっと触れていましたけれども、耐震化にお金がかかるとか、そういうことで取り壊しをしたいということであればやむを得ないと思うのですが、あそこを更地にして、最終的に利用もないから払い下げをしてしまうとか、そういう考えだとちょっと安易過ぎるのかなと、若干利用があるわけですから、エアロビックスが使っているのなら、もう少し違う、あその場所、あれだけのフロアの広さがあるわけですから、あれをちょっと今の地区公民館、黒羽・川西地区公民館にもないわけですし、そういう意味ではあの公会堂のフロアの面積というのは貴重なものもあるし、その利用を高めていくとか、そういったことが考えられないのか。取り壊すのであればやむを得ないと思います。老朽化しているからということであれば取り壊す。しかし、耐震化をするということであれば、耐震化して引き続きあそこに置くというよりも、ちょっとおかしなもの、廃止してて、行政財産から、普通財産にして置いておくというのは、これもちょっとおかしな話で、その辺の考え方、要らないものはどんどん壊していってしまうという感じなので、あるいは民間に払い下げていってしまうとかという、そういう公共施設等の総合管理計画に基づいてどんどん施設を減らしていく、維持管理料を減らしていくということも、かなりちょっとそれもお金の問題、経費のことで考え過ぎかもしれません。その辺ちょっと不安を感じるので、ちょっと今後のお考えをもう少し聞かせてもらいたい。

○委員長（小池利雄君） 教育部長。

○教育部長（益子正幸君） 今回、行政財産として管理してきたことについて、それを普通財産とするということでございますので、あらゆる可能性に対応していくということで、売却とかということについては、全く今のところそんな話もありませんので、処分ということについての考えは教育委員会としては全く持っておりませんので、もし民間さんで何か使いたいということがあれば、それは公会堂として使っていた施設を使うということでありますならば、それでよしとするということと、敷地についてグラウンドゴルフをなさっている方がいらっしゃいますので、全く切り売りしたり、即全部処分という考えは全くござい

ませんので、もし借りたいという人がいればお貸しすることも考えたいということで、本当に行政財産としての制限ではなくて、普通財産として利用価値をこれから考えていくための方法として、財産の位置づけを普通財産にするということでございます。

(「意見を述べちゃいけないのしょうから」と言う人あり)

○委員長(小池利雄君) 意見は次にありますので、少々お待ちください。

ほかに質疑はございますか。

(「なし」と言う人あり)

○委員長(小池利雄君) 質疑はないようでありますので、質疑を終わります。

これより意見を行います。

千保委員。

○委員(千保一夫君) 統廃合によって学校廃校になった施設を普通財産にして、それを今度の川西中学校にしてもほかの学校等にしても、民間に利用させると、一部ずつ、広過ぎますから、共通利用させるとか、これはしかも事業活動で利用させる、場の提供をして、安い初期投資で事業が展開できるとか、そういったことにあの学校を普通財産にした後で使っていますが、それはある程度やむを得ないと思っております。しかし、あれはもう学校もそのまま利用を廃止したから、ただ公会堂の場合は現に使っていて、それを若干だって利用できて使っているのに、それを行政財産から普通財産に変えて、もし民間の利用者がいればということで公募して、事業活動や何に使わせると、今こういう余り新しい企業というのは起きてこない時期に、場を提供していくということで、その経済活動の一部支援だったり、ほかの目的、利用の仕方もあるかもしれませんが、どうも行政財産だったものを簡単に安易に普通財産にする、その辺のところの考え方については、さっきもちょっと触れた大田原市公共施設の総合管理計画に基づいて、これから30年、40年、二千数百億円の改築費、改修費がかかるのだと、そんなことでもってどんどん、どんどん公共施設そのものを減らしていくことが一つの市町村の目的みたいにやらなくてはならないとみんな競争するようにして公共施設を廃止して普通財産にして、その後はもう野となれ山となれということで、民間で希望があれば、なければそのまま払い下げにしてしまうとか、そういうやり方については、私は非常に問題だというふうに思っています、行政財産を使えるだけ使って、どうしてももう危険だということになってきたら、それはもう取り壊しもやむを得ないというふうに思っているのです。だから、安易に普通財産に変えて、その後は民間の利活用をどんどん積極的に進めてしまう、これはちょっとぜひとも慎重に、ほかの公共施設等についても、そういう行政財産で住民に利用されていたものを各地区からどんどん消していってしまうような、なくしてしまうような、そういうことについては慎重にやるべきだと、余り利用がなくても、それは人口が少なくなってくれば利用が減ってくるのはやむを得ないとか、そういう意味でくれぐれも、もう今回は方針が決まってしまうのしょうから、議会へ出したときはもうそういう方向で決まってしまうのしょうから、特別反対するわけではありませんけれども、そういう行政財産、しかも教育・文化・芸術、そういったものについては市民の中の利用者というのはごく数%の話ですから、確かに利用効率からいくと利用効率は低いと言われる施設ばかりです。そういう中で、安易にどんどん、利用率が低いからということで廃止していくということについては、くれぐれも気をつけてもらいたい、こういうふうに意見だけ述べておきます。

○委員長（小池利雄君） ほかに意見はございますか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） ほかに意見はないようでありますので、意見を終わります。

それでは、採決いたします。

議案第60号につきましては、原案を可とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号 大田原市公民館条例の一部を改正する条例の制定については、原案を可とすることに決しました。

◎陳情第1号 県立高等学校入学選抜で再募集実施を求める意見書採択・提出にかかわる陳情

○委員長（小池利雄君） 続きまして、陳情第1号 県立高等学校入学選抜で再募集実施を求める意見書採択・提出にかかわる陳情を議題といたします。

この件につきましては、6月定例会の文教常任委員会で審議し、継続審査となっております。6月定例会で委員から出た意見をもとに、事務局に他県の状況や他市の状況を調べさせましたので、事務局より説明させます。

事務局、お願いします。

○事務局（佐藤崇之君） 座ったままご説明させていただきます。

まず、資料のほうなのですが、高校再募集陳情資料というのがございます。同期を掛けていただければと思うのですが、その資料に沿って説明させていただきます。

本県の入学選抜は、全日制、定時制、通信制の各課程が重ならない規定で設定されております。全日制の受験が終わり、合格発表の後、次に定時制の願書受け付けがあり、受験合格発表となります。最後に、通信制の願書受け付けがあり、受験合格発表となるため、県立高校の全日制に行けなくとも、定時制や通信制に行くことを設定しております。

前回の委員会でもご説明いたしましたが、本件は昭和50年まで全日制と定時制を同日で受験させ、定時制で再募集をしていましたが、昭和51年から全日制と定時制を別に受験させることにしたため、再募集をしなくなりました。再募集については、本県も検討しておりますが、実施には至っていないということがあります。

推薦入試が廃止となり、特色選抜が始まりましたが、基本的には昭和51年から現在の入試体制が継続されています。また、県教育委員会の現在の状況は、推薦入試にかわり特色選抜が4年前から導入されたため、再募集については様子を見ていいのではないかという意見があるようです。

近隣県では、全日制と定時制を同日に受験させているため、2次募集をしているのがほとんどであります。文部科学省の調査では、2016年度入試で欠員が生じた場合の再募集をしなかったのは、栃木県、山形県、高知県、長崎県の4県だそうです。

日程及び入試に関する状況について、本県及び近隣の茨城県、群馬県、埼玉県についてご説明いたします。

まず、日程からご説明いたします。本県は、2月7日、緑色に塗られた部分になりますが、2月7日、8日に特色選抜の試験を行い、2月14日に特色選抜の合格発表がされます。その後、一般選抜の願書受け付けを行いますので、特色選抜で合格となった者が3月7日の一般選抜の試験を受験することができます。3月13日、今度は水色で塗られている部分なのですけれども、3月13日に一般選抜の合格発表がありまして、不合格となった者は、定時制及び通信制の願書を提出することができる日程となっております。

また、定時制の合格発表が3月23日ですので、定時制が不合格となっても通信制の願書の受け付けにはまだ間に合いますので、通信制の面接を受けることができるという流れとなっております。

次に、茨城県の入試についてであります。全日制と定時制を同日で受験させています。一般選抜が3月6日に試験が行われ、ちょっと見づらいのですけれども、緑で塗ってある部分なのですけれども、3月6日に試験が行われ、翌日、特色選抜等の試験が行われておりますので、栃木県のように特色選抜と一般選抜の両方を受験することはできません。3月14日に合格発表があり、翌日から全日制と定時制の2次募集の願書受け付けを行います。3月20日に2次募集の試験を行い、合格発表があります。

次に、群馬県の試験についてであります。全日制と定時制を同日受験させています。群馬県は、前期選抜と後期選抜と言っておりますが、本県と同じ形をとっております。本県でいう特色選抜が前期選抜になりまして、一般選抜が後期選抜ということになります。従いまして、前期選抜を受験し、不合格となっても後期選抜の受験が受けられます。後期選抜の合格発表があつてから再募集の願書受け付けが始まりますので、後期選抜が不合格となっても、全日制と定時制の再募集を受験することができます。上から言いますと、選抜理由と書いてあるところの3段目あたりにその再募集の日程が載っております。

次に、埼玉県ですが、3月1日に学力試験を行い、翌日に一部の学校で実技試験や面接試験が行われます。なお、推薦入試や特色選抜は採用しておらず、全ての学校で学力試験が行われます。3月9日に合格発表があり、その後欠員補充で各高校が定めて試験が行われることになっております。

次の資料は、本県の平成29年度の合格の状況を示したものです。募集定員が1万2,435人で、内訳としては、特色選抜が3,374人、海外選抜が33人、一般選抜が8,752人、中高一貫教育校からの高校進学者が276人で、1万2,435人になります。一般選抜定員の8,752人に対し、受験人数が1万590人で、合格者が8,564人になり、不合格者が2,026人となります。一般選抜の募集定員8,752人、合格者8,565人を引くと188人の定員割れがあり、不合格者の約1割の受験生が再募集により受験ができることとなりますが、栃木県は行われておりません。

次に、茨城県の全日制について説明をいたします。全日制の受験者が2万1,049人で、合格者が1万8,273人となり、不合格者が2,776人となります。募集定員が1万9,630人から合格者1万8,273人を引くと1,357人の定員割れとなり、不合格者の約半数、不合格者が2,776人ですので、約半数が再募集により受験することができることとなります。

実際の2次募集の定員が1,371人で、先ほどの受験による不合格者508人が、合格者との差し引きが14人ほど数字が合いませんが、ちょっと14人合わないのが不明なのですが、14人ほど合いませんが、いずれにしても不合格者の半数が受験できるということになっております。

次に、群馬県の全日制についてご説明いたします。全日制の受験者が2万2,111人で合格者が1万3,089人となり、不合格者が9,022人となります。募集定員1万3,330人から合格者1万3,089人を引くと、241人の定員割れとなり、不合格者の約4%が再募集により受験できることとなります。再募集定員は345人で、先ほどの受験による合格者との差し引きは104人ほど差がありますが、受験結果の詳細が不明なため、正確な数字は把握できておりません。

次に、埼玉県全日制についてご説明いたします。全日制の受験者が4万6,543人で合格者が3万9,215人となり、不合格者が7,328人となります。募集定員3万9,121人から合格者3万9,215人を引くと94人が定員オーバーとなりますが、一部の学校では募集定員を超える入学許可候補者としてオーバーをしております。なお、全体の数字を見ますと定員オーバーとなりますが、1つの学校を見ると欠員補充が必要な学校があると思われます。平成29年度の実績は、欠員補充による定員506人で、受験者数408人、入学許可候補者数213人です。埼玉県につきましても、各学校の制度内訳がわからないため、正確な内訳はわかりません。

続きまして、県内の他市の状況をご説明いたします。まず、この陳情に対しまして採択した市町は、那須烏山市と塩谷町の2市町です。不採択となった市町は、那須塩原市、佐野市、宇都宮市、栃木市、那須町となります。継続審査は矢板市です。それと議長預かりとしている市が足利市、小山市、さくら市、日光市、高根沢町です。そのほかに栃木県が不採択としております。

少し長くなりましたが、以上で近県の状況ということになります。よろしく申し上げます。

○委員長（小池利雄君） 説明が終わりましたので、審査を行います。

委員の皆様から陳情内容についてのご意見を頂戴したいと思いますので、何かございますか。

千保委員。

○委員（千保一夫君） 栃木県では全日制で不合格になった者は定時制を受けたり、定時制とあとは何でしたか。

（「通信制」と言う人あり）

○委員（千保一夫君） 通信制があるということであっても、やっぱり全日制を受けた者は本当は全日制に行きたいので、それが全日制のときもちゃんと夜間があるから、定時制があるからとか、あと通信制があるからということで、まだ二重、三重のチャンスがあるではないかということで2次募集をしないということについては、子供たちの進路に対する希望とはマッチングしていないと思っておるのです。

それで、ただこれは大田原市教育委員会なんかきくと県に物申し受けたと思うのですけれども、私学審議会があって、非常に私学の生徒の確保についてもある程度配慮してやらなければならないという立場が県の教育委員会にはあるでしょう。それで、市町村の教育委員会も県の教育委員会に余り逆らいたくないというのがあると思うのですけれども、しかし県は栃木県の私学審議会にある程度の配慮があっても、市町村は全く別ですので、大田原市には私学ありませんし、その私学を持っているような市の場合は、若干この陳情等について前向きになりにくいかもしれませんが、そのほかの地域にとっては、やはり県の私学審議会や何かに配慮するのではなくて、子供たちを中心に考えたときに、特に地域のことも、例えば大田原市の場合は、大田原市内の子供たちを考えたときに、大田原市の子供たちが全日制を受けて、まだその定員割れのところもあるのに、その定員割れのところの受験の機会が、2次募集の機会がない。これは子供たちにとっては、非常にかわいそうなことで、茨城県なんかを見ると、高萩市なんかは、120人の定員

で応募が60人しかいないとか、60人ぐらい合格させて、残り60人を再募集していく。そして、20人かそのぐらいしか応募がないと、ほぼ全員近くが2次募集で合格させると、今この資料でいくと、そんなことはあって、やっぱりよその県なんかでもそういう定員を大きく定員割れしているような高校もあるのに、そういったところではちゃんと2次募集して、子供たちの救済を図っているのに、栃木県でも大田原市、県北のここを考えたとき、私学、近くには矢板市があるにはありますけれども、さもないと宇都宮市に行かなくてはならないということを見ると、やはりあとこの地域の高校の、黒羽高校なんかも定員割れしそうな、特例校で今温存されていますけれども、黒羽高校なんかの生徒をもっとふやすためにも、やはり定員割れするところは2次募集をして、しっかり子供たちにチャンスを与えることと、地域にある高校なんかはさらに、せつかく地域に公立高校があるのに、公立高校で二次で行けない、1つ選んだらもう1回しかチャンスがないと、これはかわいそうな話で、現に大田原市内で地元の高校なんか受けて不合格になって、1年間宇都宮市の私学へ行って、翌年また大田原市の高校を受け直している子供が結構います。私らの知っている中でもいますけれども、せつかく枠があるのですから、2回チャンスを与えるというのも、定時制があるから通信制があるからというものは、これは子供の期待には、全日制へ行きたいのですから、全日制へ行かせてやるべきかと思うので、ぜひ採択をして、あとは県のほうに任せるとするか、というふうに思っています。

○委員長（小池利雄君） ほかに意見はございますか。

星委員。

○委員（星 雅人君） 私も意見になるのかどうかといいますか、定時制と全日制ではそもそもニーズが違うということであるところを全日制はだめだからということになってしまうというのは、お金がなければ定時制しか選べなくなってしまうことを考えると、再募集をかけてもいいのではないかとということと、全国的に見て、再募集をかけているということが多いわけですし、どれぐらいが再募集で受かるにかかわらず、他県もやっているようだということも踏まえまして、この大田原市にとって望ましいのは、やはり再募集をかけて黒羽高校等に子供たちが入ってもらおう。特に黒羽高校の生徒さんたちは地元に着する、残る子供が多いということを共通認識を持っていると思いますので、なので、これは大田原市にとってはぜひ採択すべき案件なのではないのか、大田原市の子供たちにとってもそれが望ましいのではないかとこのように思っております。

以上です。

○委員長（小池利雄君） ほかに意見はありますか。

千保委員。

○委員（千保一夫君） 栃木県教育委員会においては、私立高校等についても配慮しなくてはならない立場もあるというのわかるのです。私学の経営も考えてやらなくてはならないというのはあるのですけれども、栃木県では私学審議会、非常に栃木県に対して強かったのです。そんなことで、栃木県だけは私学は新設なかなかされなかったということで、この前ちょっと話したと思うのですけれども、幸福の科学なんかの私学も、あれも私学審議会をよく通ったなと思ったら、地元で募集しませんからということと条件で、何とか栃木県の私学審議会では通してもらったという、そして中高一貫校ができたわけで、そういった背景からしても、やはりこの地域地域では、地域の実情に合った結論を出してしかるべきと思うの

で、本当だったら市の教育委員会の考えをお聞きしたいぐらいなのですが、地域の市町村の議会があって、その地域の置かれている実情、こういったものを背景にして結論出すべきと思うので、栃木県全体の立場も県教育委員会が考えるようなことは、市町村の議会では全く考える必要はないと思いますので、ぜひそんなことで大田原市は、那須烏山市や塩谷町と同じような結論が出されればと思いますので、ぜひお願いしたいなと思っています。

○委員長（小池利雄君） それでは、委員長なのですが、私の考えも少し述べさせていただきたいと思いません。

今言われたことは十二分にわかりますし、黒羽高校の存続というのは、今星委員から出たように、やはり厳しいところがあって、県教委でも審議の対象に入ってしまったということがあって、ハーモニーホールで2回ほど説明会が開かれまして、1回しか行けなかったのですが、ただ特色ある高校については大田原市と同じ考えで伸ばしていきたいという答弁でやっていたので、この陳情にかかわらず強引に私学を大事にするから2次募集しないとかということではなくて、そう思われている委員さんもいらっしゃるから、それを否定するわけではないですが、県教委もちゃんと考えているような話でした。1回ぐらい出られましたか。かなり前向きに県教委も考えていらっしゃるようだし、黒羽高校に限らず特色ある地域に根差した高校については残していきたいということをはっきりおっしゃっていますので、そこまで強引に廃校にしようとかという考えは県教委も持っていないようです。

この陳情についてどうするかということですので、皆様のご意見が出終わったら採決をしたいと思いますが、この陳情を採択したから、そっちの方向に流れるかどうかということ、非常に採択の状況を見ても難しい状況にありますので、そこも含めてよくお考えをいただいて、私は別に不採択ということではないのです。皆さんのお考えをしっかりといただいて、2次募集の体制をつくるのに、事務局の説明にもありましたが、体制をつくるためには、埼玉県とか茨城県だとか、そういうところの選抜高校と栃木県は違った形をとっていますので、導入するにしてもかなり仕組みを変えていかなければいけないというところもありますので、この陳情を採択したから、そのこととは限らないのではないかなというのは感じています。

わかっていらっしゃると思うのですが、どちらにしても大田原市だけではなくて、黒羽高校は近隣の那須塩原市、それから矢板市、那須烏山市、那珂川町からも大勢通っていますので、この県北地域のやっぱり受け皿となっていて、しかも地元の定着率が高い高校が身近にあって、私の記憶では定員割れはしていないと思います。1次募集で定員まで行かないときはあるのですけれども、第1回目の、第1希望で、次、様子見て移る方がいて、大体定員以上の応募者はいるという認識でいましたので、今定員割れしそうだというお話があったのですけれども、そんなに今の現状では心配する必要はないぐらいの現状だと、黒羽高校について思っています。

この近隣では、那須高校と馬頭高校が相当厳しい状況に追い込まれていて、馬頭高校は淡水魚、水産科ということで、それを特色として残すということが決まったようですけれども、那須高校は非常に厳しい、毎回定員割れしていて、特色ある学科があるのですけれども、そこが……

（「観光リゾート」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） あれがもう半分まで行っていない。そういう現状は県北地域であると思うので

すが、でもいっどうなるかはわかりませんので、そういうことも含めてこの陳情をきちっと今回は結論を出していきたいと思っていますので、ほかの委員さんの意見があればお願いしたいと思います。

弓座副委員長。

○副委員長（弓座秀之君） 特色ある高校を残すというような、県教委がそういうしっかりハーモニーホールなんかで説明ということで私も出席はさせてもらったわけですがけれども、私が思うのには、県教委の今の判断ではないですけれども、特色ある高校は馬頭高校も残すということで、黒羽高校もそういう審議対象にはなっているということなのですからけれども、残すといっても、最終的には定員を、例えば今黒羽高校は4クラスで160名定員になのかな。それを例えば3クラス制に残すとかというような話もちょっと耳にしたのですけれども、だからそういうふうに募集定員を少し削減して残すということで、学校自体は残るかもしれないですけれども、現在、黒羽高校には、先ほど委員長もおっしゃっていましたが、那須塩原市とか矢板市、地元はもちろんなのですけれども、馬頭町のほうからも入っている。

皆さんもご存じのように、やはり地元に残る生徒が黒羽高校の卒業生の中にはかなり多いです。だから、少し削減して残すということにしても、例えば120人、残る人数が少なくなってしまう。だから、私もできれば、今現状は大丈夫だと思うのですけれども、将来的に見ると、やっぱり1次募集ではなく2次募集もあってもいいのではないかなという、私はそういう気持ちでいます。

それも先ほど言ったように、地元に残る卒業生がかなり多くなるということでは、やはり3クラスというのではなくて、できれば4クラス、そうすれば近隣地域の市町村の地元に残る子供たちというのは、卒業生がふえてくるということで、できれば私も、大きく定員割れをしたときには再募集かけていただきたいという気持ちであります。

○委員長（小池利雄君） ほかに意見ございますか。

（「発言する人なし」）

それでは、陳情第1号について採決をするのか、再度継続審査とするか、委員の皆様からご意見を頂戴したいと思います。

星委員。

○委員（星 雅人君） 私は採決をすべきだと考えております。

以上です。

○委員長（小池利雄君） ほかに意見はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） ほかに意見はないようでありますので、お諮りいたします。

陳情第1号 県立高等学校入学選抜で再募集実施を求める意見書の採択・提出にかかわる陳情につきましては、採決することに賛成する委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○委員長（小池利雄君） 挙手全員であります。

よって、陳情第1号 県立高等学校入学選抜で再募集実施を求める意見書の採択・提出にかかわる陳情につきましては、採決することといたしました。

それでは、採決することに決しましたので、陳情第1号 県立高等学校入学選抜で再募集実施を求める

意見書の採択・提出にかかわる陳情につきまして、採択とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○委員長(小池利雄君) 挙手全員であります。

よって、陳情第1号 県立高等学校入学選抜で再募集実施を求める意見書の採択・提出にかかわる陳情については、採択することに決しました。

次に、意見書の作成をいたします。

意見書案を配付させます。

(意見書案配付)

○委員長(小池利雄君) それでは、意見書案を事務局から朗読いただきます。

佐藤事務局長。

○事務局(佐藤崇之君) 着座のまま朗読させていただきます。

県立高校入学選抜で再募集実施を求める意見書(案)

県教育委員会は3月16日に開催された3月定例会で、議案「第二期県立高校再編計画案(特例校)について」を審議し、平成30年度に日光明峰高校を2学級特例校、馬頭高校を3学級特例校に、益子芳星高校、茂木高校、黒羽高校、那須高校は、地域の中学卒業生数見込みや入学者数の状況等を見ながら特例校とする年度を決定し、その前年度に公表することを議決しました。

これらの高校以外にも定員割となることがありますが、隣接県である茨城県、群馬県、埼玉県そして福島県では定員割れになった場合には再募集を行って定員を満たすことにしています。この再募集を受験して、これらの県に進学している本県中学生も少なくありません。

平成27年の入学選抜から普通科も学区制が撤廃され、全県一学区となりました。これにより、普通科高校の定員は全県的に考えることが必要になったにもかかわらず、再編を考えるときには従来の学区制をもとにするのは矛盾していると言わざるを得ません。

経済的負担の小さい県立高校で学びたいと、多くの中学生やその保護者が願っています。受け入れられる学校や科があるのですから、こうした願いに県教育委員会は応えるべきです。また、地域から高校がなくなることは、当該自治体のまちづくりの観点からも看過できませんし、人口減少にもつながりかねません。これは県にとっても均衡ある地域の発展が望めないこととなります。加えて、定員を満たすことは生徒が納入の授業料収入を予算どおり確保することにもなり、財政の面からも定員割れの状態を放置してはならないと考えます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月22日、大田原市議会議長引地達雄。

提出先は、栃木県教育委員会になります。

○委員長(小池利雄君) それでは、内容について基本的には、陳情者の提出したものをそのまま提出したと思いますが、誤字や脱字や内容的にどうしても訂正したほうがいいと思われる箇所がありましたら検討をしたいと思います。

よろしいですか。

○委員(千保一夫君) この益子の高校は何と読むのですか、この益子の高校は、3行目。

- 委員長（小池利雄君） 芳星（ほうせい） だと思ふ。
- 事務局（佐藤崇之君） 益子芳星（ほうせい） 高校です。
- 委員長（小池利雄君） 先ほどもお話ししたように、基本は提出者の意見書（案）がついていますので、このとおりで出すのが従来のやり方ですが、誤字脱字とか、あとは内容はどうしてもここは過激だとか、ちょっとこの地域にそぐわないところがあれば、検討したいと思ふ。
- 委員（千保一夫君） ちょっと気になったのは、最後の財政の面からのところは余計なお世話だなと思つたのです。県の財政なんか考えてある。授業料が縮減すると。
- 委員長（小池利雄君） でも、定員割れして半分しか生徒がない学校は授業料半分しか入ってきませんからね。

だから、一応授業料を補償化していても、県からの補助金は40人のところ20人しかいなければ20人分しか出ませんから、学校経営は厳しいです。

- 委員（千保一夫君） そういうことを言っているのでしょうか、これ。
- 委員長（小池利雄君） いや、県では学校経営でしょう。
- 委員（千保一夫君） いや、違ふでしょう。
- 委員長（小池利雄君） どうですか。

千保委員。

- 委員（千保一夫君） これでもいいのですけれども、できればさっき出た、1回目の募集では黒羽高校が定員割れて、2回目のときには今度はきちんと定員いっぱいになっているという話です。結局は、子供たちが望みたい学校を、リスクを回避するために、挑戦しても万が一のことがあると、もう公立高校へ行くチャンスがなくなってしまうからということで、自分の希望ではない、リスクを回避して、挑戦をやめて、安全なところに変更しているから、だからそのときに黒羽高校が定員になるのだと思ふのです。子供たちに能力いっぱいのところ、挑戦をさせて、万が一のときにはちゃんともう一回その次があるよということが今確保されていない、保障されていないのです。そういうことで、ここでは経済的負担の小さい県立高校で学びたいと、多くの中学生やその保護者が願っていますということなのだけれども、本当はこれだけでなくて、子供たちがもっと自分の能力を信じて、あるいは能力期待してチャレンジしたいところなのだけれども、そのチャレンジをやめているというそのところもちょっとかわいそうだなと思ふのです。入れられればつけ、入れられなければこのままでいいです。
- 委員長（小池利雄君） 昔から比べればまだチャンスが多くなってきていて、前は上の高校というのは言い方悪いですが、かなり高目を目指して、失敗したら私立高校とかというのしかなかったわけですよ。定時制高校も確かな受験するところがなかったのだよね。だから、行けるところがなかったというのがあって、どこの高校でも私は入れれば入って、上で暮らすのか下で暮らすのかという、私的意見ですが、難しい学校へ行って下のほうで一生懸命頑張るのも大変ですよ。そうでもないところへ行ってトップクラスで頑張ると、そういう子何人も見えていますけれども、生き生きとすばらしい大学に行つてというそういう伸びる子もいますので、どこの高校がいいということもないような気も私はしますので、それよりはやっぱり自分が受けたい学校、まずは受けて、受かりそうなところを受けるというのも何か言い方悪いかもしれませんが、そういうのもいいのではないかなという気がします。

どうですか、これ。基本的には、意見書がついてこなかったときは自分たちでつくるしかないのですが、今回のようについてきた場合は、基本に誤字脱字以外はいじらなくていいと思うのですが。

はい、どうぞ。

○委員（星 雅人君） 私ちょっと、確認だけちょっと皆さんにしたいのですけれども、この3段落目の部分というのは、再募集実施とちょっと離れている気がするのですよね。学区制、全県一学区でなくてもあっても、再募集実施という……

○委員長（小池利雄君） 関係ないね。

○委員（星 雅人君） 関係が出てくると思って、ここだけちょっと論拠というか、もともとの意見書として、県立高校入試選抜で再募集の実施を求める意見書の理由になってはいないと思うのです。なので、これを趣旨自体は賛同するものですので、中身はいいのですけれども、ここが若干関係ない内容が入っているのかなという気がしなくもないのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（小池利雄君） 平成27年度入学選抜からというところ。

○委員（星 雅人君） はい。

その全県一学区であることと、この再募集というのはつながる話なのか。僕が見えていないだけなのか。関係ない話がここに入っているのか、ちょっと。

○委員長（小池利雄君） いや、多分提出者がそういう思い入れがあったのでしょうか。

原文のとおりだよ。

○事務局（佐藤崇之君） はい、そうですね。

○委員長（小池利雄君） どう、事務局。

○事務局（佐藤崇之君） 星委員おっしゃるところなのですけれども、恐らくこの最初の頭に、益子芳星高校、茂木高校、黒羽高校、那須高校、馬頭高校、日光明峰高校、これが入っているので、この3段落目のできたのかという感じがいたします。学区制を取り払ったにもかかわらずに関係していると思われま。

○委員長（小池利雄君） 地域の。

○事務局（佐藤崇之君） はい。ということでこれが入っているのかなという感じはいたしますけれども。

○委員（星 雅人君） もうちょっと説明してもらえますか。それが入ると何でこの文言が入るのか、ちょっといまいわからない。

○事務局（佐藤崇之君） 学区制を廃止して……

○委員（弓座秀之君） 中学校の卒業生というのを……

○委員（星 雅人君） その中学校の卒業生の数と……

○事務局（佐藤崇之君） 県内1つ学区にしたにもかかわらず、中学校の卒業見込み数や人数の状況を見ながら特例校とする年度を決定し、その前年度に公表することを議決しましたというところがありますね。

○委員（星 雅人君） はい。

○事務局（佐藤崇之君） 中学校の卒業見込み数やというのが、もうそれ関係ないのではないかという意味だと思うのですよ。県内学区1つにしたにもかかわらず、その中学校の見込み数や入学者数の状況を見ながらというのを言っているんで、これをわざわざ入れたかったのかなという気はいたします。特例校に先ほど上がった学校がなった場合に、1次募集で定員割れを起こしているのであれば、2次募集で募集する

ことで生徒数の確保ができます。それにより、2次募集と高校再編は県内の高校の状況を大きな枠と考えれば入っていても問題ないような感じはいたします。

○委員（星 雅人君） では、あってもおかしくないということなのですね。

○委員長（小池利雄君） 黒羽高校も含めて中学校の卒業生を見ること自体が全県から学区制を廃止して、全県から受験できるようになっているのに、地域の中学校の卒業生数は関係ないだろうということを言いたいということだと思いますね。だから再編に関することも入ってしまうでしょうね。

○委員（星 雅人君） それは再編に関する意見になってしまう。

○委員長（小池利雄君） 2次募集と再編のことがどうしても入ってしまっている。頭から入っているからね。

○委員（星 雅人君） それはやむを得ないということですね。

○委員長（小池利雄君） 事務局が説明しましたが、2次募集と高校再編は県内の高校の状況を大きな枠と考えれば入っていても、内容的に間違っていなければ……。

それでは、意見はないようですので、ただいま作成しました意見書は、私を……これ議長提出者でいいのでしょうか。

○事務局（佐藤崇之君） この意見書は、案ですが本会議で使うやつと同じ形式を取っているものですので。

○委員長（小池利雄君） だから、議長でいいのよね。

意見書は、私を提出者とし、出席委員全員を賛成者として議長に提出したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○委員長（小池利雄君） 異議なしと認めます。

それでは、県立高等学校入学選抜で再募集実施を求める意見書について、委員長を提出者とし、議長へ提出いたします。

提出の署名は、委員会終了後に記入していただいて提出したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で当委員会に付託された案件の審査は全て終了いたしました。

◎散 会

○委員長（小池利雄君） 本日は、これもちまして散会いたします。

午前10時59分 散会